

富士市子どもの権利条例策定に関する意見シート

(第 2 回会議分)

【テーマ】

- 子どもの権利について考えるとき、「子ども」「権利」「義務」をどう捉え考えるべきなのか
- また、条例に盛り込むべき「子どもの権利」について、第 2 回懇話会で伝えられなかったこと

A 委員

- ・子どもの権利について考えるうえで、まず子どもに分かる言葉を使うことが必要。
- ・子どもに関わるわたしたち 1 人 1 人への周知徹底。
- ・子どもの権利は甘やかすこととは違うということへの理解。
- ・子どもを中心とした、親と保育士や教師との連携を強化。
- ・地域で子どもたちを育てていくという考え方が必要。

B 委員

○条約第 3 1 条にある、遊ぶ権利、休む権利をぜひ盛り込んでほしい。

- ・子どもの支援といったとき、官民真っ先にあがってしまうのが学習支援。
貧困家庭だから学習支援、“発達の特徴があるから学習支援”、“不登校だから学習支援”、“外国籍だから学習支援”・・・

自分たちの学習実績からも資料 3 からも、子どもたちが最も求めているのは一番自分らしくいられる遊ぶことです。そして同時に、生きづらさ、しんどさを感じたときに安心して休めることです。

富士市の条例には、子どもには遊ぶ権利と休む権利があることを強く明記してほしいと思います。

○大人から評価されない権利

- ・子どもたちは、何に苦しむかといえば大人たちからの評価です。
今回話題となった子ほめ条例は、学校が学習面だけでなく、すべてのことを評価する悪しき条例です。

あなたたちは、大人から評価されない権利があるんだよということを伝えてあげたいですね。

一人ひとりに優劣なんてないんだよ。みんな素敵なんだよ。

そんなことが、盛り込まれるといいですね。

C委員

1 「子ども」「権利」「義務」をどうとらえるか

① 「子ども」とは

子どもは幼くても「感じる力」「認識する力」「学ぶ力」「判断する力」「表現する」等を持っている。特に、知識や経験がなくても、また未熟であっても「感じる力(心)」は十分ある。しかし、「表現する力」はまだ十分身につけていないので、それを受け止めてやるのが大人ではないか。子どもは、成功体験や失敗体験を積み上げ、知識・技能を習得し、様々な力を身につけて成長していく。その子供の成長する姿こそ子供の持つかわいらしさ、頼もしさではないのかと思う。

② 「権利」とは

子どものだれもが生まれながらにして持っているもの

「安全に安心して幸せに生きる権利」

「子どもであっても差別なく人間として生きる権利」

※ 「わがまま」とは、自分本位で自分のためだけの主張であるが、「権利」には社会性が伴う。周りとの共生や社会生活の約束やルールへの順守等の義務が伴う。

③ 「義務」とは

義務は子どもが幼いときは大人にある。育てる義務、保護する義務、支援する義務、成長を補償する義務等々。

社会性を身につけた年代では、子供も大人と同じように果たすべき義務がある。

- ・他の人を大切にし、その人の権利を侵害しないこと
- ・他の人を不愉快にしないよう社会の規則やルールを守ること
- ・相手を尊重し、周りの人の考えに耳を傾けること 等々

2 条例に盛り込んでほしい言葉

(1) 会合でも話したが、子供は失敗経験を通して成長していくものです。

西東京市の条例附則にある「わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていきます。」という文言は、大人の心構えとしてとても大事だと考える。

(2) 「子供は愛されるべき存在である」という文言も入れたい。

(3) 「すべての子供が幸せに暮らせる」ための条例が子どもの権利条例であるが、同時に他の人も幸せに暮らせなくてはならないという文言も入れたい。

3 子どもの権利(条例)との向き合い方はどうあるべきか

4 各主体の責務についてどう捉えるか

基本的には「子どもはかけがえのない存在である」という認識のもとに、子どもの権利

を捉えていくことが必要である。

- ・「家庭」は、子供の居場所として一番心穏やかに過ごせる場である。そして子どもの成長を見守り、援助し、育まれる場である。
- ・「学校」は、学習や共同生活を通して社会性を身につける場である。子どもの姿や表れは多様である。一人一人に合わせた支援が大事だと考える。
- ・「地域」は、地域の人との触れあい、地域の自然や文化との触れ合いを通して豊かな人間性が育ち、地域への愛着が育まれる。

《どの場でも共通していること》

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けること
- ② 子どもの自立、成長のために、発達段階に応じた必要な支援に努めること
- ③ 子どもの健全な発達のために必要な環境を整えること
- ④ 指導者の養成（研修）、保護者の子育て支援等に努めること

D委員

○ 子どもの権利について考えるとき「子ども」「権利」「義務」をどう捉え考えるべきなのか

- ・「子ども」は、一人で生活するには身体的にも精神的にも未熟であり、また子どもの持つ個性や養育環境が影響して、たとえ同じ年齢であっても発達段階は一様ではありません。子どもたちは力が弱く、社会の中で一人では生きていけないため、児童憲章や子どもの権利条約の理念にある、子ども達の「権利」（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が与えられて然るべきだと思います。その一方で力の強い大人には、子どもの権利を守るため、子どもの権利条約の一般原則に則って、子ども一人ひとりに応じた適切な養育を提供し、発達を促していくことが「義務」として課せられるべきなのだと思います。特に、幼さや生まれ持った個性の影響で言葉をうまく使えない子どもや、過酷な経験をしたために自分の気持ちを周りにうまく伝えられない子ども等については、言葉にされない言葉も受け取っていく必要があるように思います。

「権利」の話をするとき必ず「義務」というワードが出てきますが、子どもに義務の履行を求めるには、義務について理解できる当該児の発達状況がないと難しいことだと思います。「義務」については、充分自己主張をすることができ、正確な意思表示で自己決定ができるようになった時に初めて求められるのではないのでしょうか？子ども自身が自己決定できることということがとても大切だと思います。子どもが自己決定をする権利もあると思いますので、自己決定を覚える課程で責任や義務について教えながら、正しい判断で自己決定ができる状況になれば「義務」についての履行を求めても良いのではないかと思います。

正しい自己決定や、権利、それに伴う義務や責任について、正しく子ども達に理解でき

るように教え導いていくこと、それは子どもに関わる全ての大人に課せられた義務であるとも思います。

○子どもの権利（条例）との向き合い方はどうあるべきか

(1) 「家庭」「学校」「地域」「子育て関係施設」「NPO法人」などの、子どもの権利（条例）との向き合い方はどうあるべきか。

- ・子どもの声をどのように反映させていくか、大人の都合や、大人の事情で子どもの権利が侵害されないように、子ども側に寄り添うような存在であるべきであると思います。子ども達の本音を聞き取り、代弁し、権利条例がしっかりと機能するようにしていく存在でなければならないと思います。

○各主体の責務についてどう捉えるか

(1) 子どもの権利を保障するために、親・保育士・教職員・子育て支援員・子育て施設の管理者・企業などにはどのような責務が求められるのか。

- ・児童福祉法をはじめとする子どもに拘わる制度は、「子どものため」に運用されていると思われがちですが、実際は子どもではなく、保護者や対象の子どもに拘わる大人達の都合のために運用されているように感じます。（子ども達の意見や思いが時には無視されてしまったり、反映されていない状況が見られます）子どもの権利を保障するということは、それぞれの子どもにとっての最善の利益は何かを常に考えて、子ども毎に異なる最善の利益を守るための努力を続けていくことが私達に課せられた責務であると思います。